

温泉施設利用割引券を配布しています

対象者 国民健康保険被保険者と市内に住所を有する後期高齢者医療被保険者
申請に必要なもの 被保険者証、本人確認をできるもの
申請先 市役所 1階5番保険年金課
問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1640、後期高齢医療係 ☎551・1767

施設名	区分	後期高齢者医療保険助成後料金		国民健康保険助成後料金		備考
		終日	2時間	終日	2時間	
数馬の湯 檜原村2430 ☎042・598・6789	大人	400円		400円		月曜日休(祝日の場合は翌日)※別途入湯税50円(12歳以上)がかかります。
	小学生	200円		200円		
	未就学児	無料		無料		
もえぎの湯 奥多摩町氷川119-1 ☎0428・82・7770	大人	400円		400円		月曜日休(祝日の場合は翌日)※別途入湯税50円(12歳以上)がかかります。
	小学生	200円		200円		
	未就学児	無料		無料		
瀬音の湯 あきる野市乙津565 ☎042・595・2614	大人	600円		600円		3月、6月、9月、12月の第二水曜日定休
	小学生	200円		200円		
	未就学児	無料		無料		
つるつる温泉 日の出町大久野4718 ☎042・597・1126	大人	500円		600円		火曜日休(祝日の場合は翌日)
	小学生	200円		200円		
	未就学児	無料		無料		
梅の湯 青梅市河辺町10-8-1 河辺タウンビル B5・6階 ☎0428・20・1026	大人	540円				不定休(施設にご確認ください)※ナイト料金(午後9時~)の助成対象外。特定日の料金は直接施設にご確認ください。
	3歳以上 小学6年生まで	220円				
	3歳未満	無料				

自転車等駐車をご利用ください
市では、市内の駅(JR東福生駅を除く)から約300m以内を自転車等放置禁止区域に指定しています。
自転車等放置禁止区域の道路や駅前広場・公園などの公共の場所に、自転車・原付が駐輪されると、警告札を取り付け、その後撤去し、自転車保管場所を

管します。
駅周辺に自転車などでお出かけの際は、自転車等駐車をご利用ください。
市民の皆さんのご協力をお願いします。
※保管した自転車などを返還する際は、撤去保管料(自転車1,000円、原動機付き自転車2,000円)をいただきます。
問合せ 安全安心まちづくり課 地域安全係 ☎551・1691

手続きをお忘れなく!

こんなときは、必ず届出をお願いします!

- ・会社等の健康保険に加入、脱退したとき
 - ・転入、転出したとき
 - ・生活保護開始または廃止されたとき等
- ※とくに4月は新たに就職、退職される方が多い時期です。健康保険が変更になる方は、14日以内に届け出してください。

必要書類は?

右表の必要書類をご確認のうえ、時間に余裕を持ってお越しください。届出によっては、本人確認ができる免許証・住基カード・キャッシュカードなども必要です。外国籍の方は、外国人登録カードをお持ちください。

▼収入がなくても申告は必要です!

市・都民税の申告または確定申告はお済みでしょうか。収入がなくても、必ず申告を行ってください。申告をしないと、収入がない方に適用される国民健康保険税の軽減を受けることができません。また1か月の医療費の限度額が引き上げられ、適正な高額療養費の支給を受けることができなくなります(申告については市民税係にお問い合わせください)。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1640

届け出の必要な場合	必要なもの
国民健康保険に加入する	
市内へ転入してきたとき	印鑑、転出証明書
会社等の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険の離脱証明書(単身の場合は退職証明書または離職票でも可)
健康保険の扶養家族でなくなったとき	印鑑、健康保険の離脱証明書
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、通帳(口座番号がわかるもの)、母子手帳、出産時の領収書
国民健康保険をやめる	
市外へ転出するとき	印鑑、保険証、保険税納税通知書
会社等の健康保険に入ったとき	印鑑、いままでの国保・新しい健康保険の保険証(または資格証明書)、保険税納税通知書
健康保険の扶養家族になったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書、保険税納税通知書
生活保護を受けることになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書、保険税納税通知書
死亡したとき	印鑑、保険証、保険税納税通知書、会葬礼状の写しなど
加入者の内容の変更をする	
住所・世帯主・続柄・氏名などが変わったとき	印鑑、保険証、身分証明書
その他	
後期高齢者医療制度の対象となったとき	手続きは不要です。※75歳の誕生日までに新しい保険証が送付されます。
保険証を紛失したとき	印鑑、身分証明書
就学のため、学生が親元を離れ市外へ転出するとき	印鑑、在学証明書、保険証、転出先の住民票の写し

固定資産に関するお知らせ

■課税明細書を4月1日に郵送しました
毎年1月1日現在、市内に土地・家屋を所有する方に、今年度の価格や税額等をお知らせするために郵送しています。内容に誤りがある場合や課税明細書が届かない方は、課税課資産税係までお問い合わせください。

また、年度途中で家屋を取り壊した場合や家屋の用途が変更になった場合(店舗から居宅等)、翌年度から課税の計算方法が変わる場合がありますので、合わせて課税課資産税係までお知らせください。

■4月1日から土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧ができます

詳しくは課税明細書の裏面をご確認ください。なお、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格等を閲覧することができます。

問合せ 課税課資産税係 ☎551・1614

▼年金だより▼

・平成23年度の国民年金保険料

平成23年4月分から平成24年3月分までの国民年金保険料は、月額15,020円です。保険料は納め忘れてしまうと、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合がありますので、納付期限(翌月末日)を守って納めてください。

・障害年金の受給権者に対する加算制度が変更されます

【平成23年4月からは加算の範囲が拡大されます】

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者が生計を維持している配偶者やお子さんがある障害等級(年金の障害等級)が1級・2級に該当する方に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「障害年金加算改善法」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子さんがある場合にも届出によって加算ができるようになります。

【児童扶養手当との関係について】

法律改正により障害基礎年金の子の加算の範囲が拡大されるため、障害基礎年金の子の加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子さんが障害基礎年金の子の加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合においては、子の加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります(お子さんが複数いる場合にはお子さんごとに額を比較します)。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ 【障害年金加算改善法について】青梅年金事務所 ☎0428・30・3410、保険年金課 保険年金係 ☎551・1670 【児童扶養手当制度について】子育て支援課 子育て支援係 ☎551・1737

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の仮徴収が開始されます

国民健康保険の納税義務者または後期高齢者医療保険加入者で年金を受給され、特別徴収となる要件を満たしている方については、支給される年金から保険税等の特別徴収(年金からの徴収)を行なっています。
これにより年6回の年金支給月ごとに納付していただくこととなります。
また、平成23年4月から、新たに特別徴収となる方は、次のとおりです。

・国民健康保険加入者

⇒平成22年10月1日までに65歳になった世帯主の方で特別徴収となる条件を満たした方。対象となる方には、3月下旬に通知をお送りしています。

・後期高齢者医療保険加入者

⇒平成22年10月1日までに75歳になった方で特別徴収となる条件を満たした方。対象となる方には、4月上旬に通知をお送りします。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1640、後期高齢医療係 ☎551・1767

後期高齢者医療保険料の1期ごとの金額の算定方法

特別徴収【年金からの徴収】					
1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月
【仮徴収】			【本徴収】		
【すでに特別徴収になっている方】 ⇒2月に徴収された金額と同額			確定した後期高齢者医療保険料から仮徴収済額(4月・6月・8月に徴収した額)を差し引いた残額の3分の1の額		
【4月から特別徴収になる方】 ⇒前年度の後期高齢者医療保険料をもとに仮算定した年間保険料額の6分の1の額					

国民健康保険税の1期ごとの金額の算定方法

特別徴収【年金からの徴収】					
1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月
【仮徴収】			【本徴収】		
【すでに特別徴収になっている方】 ⇒2月に徴収された金額と同額			確定した国民健康保険税から仮徴収済額(4月・6月に徴収した額)を差し引いた残額の4分の1の額		
【4月から特別徴収になる方】 ⇒前年度の国民健康保険税をもとに仮算定した年税額の6分の1の額					